



## 第 18 回（リーガル・テクノロジー） Ji2 ニュースメモ

弊社 Ji2 では、使える「米国訴訟とリーガルテクノロジー」の内容で、日系企業の法務・知財部向けに、日本語でリーガルテクノロジー（法務技術）を焦点に、メモ形式で毎月発信させて頂いております。今後の内容など、ご要望などありましたら遠慮なくメールで岡部（[kokabe@ji2.com](mailto:kokabe@ji2.com)）まで問い合わせ下さい。

Ji2 は、本年度より米国 Ji2（カリフォルニア・オレンジ郡）に新たに日系企業や日本語を専門としたリーガルテクノロジー部門 [\[Ji2-Japan eDiscovery\]](#) を開設し、よりきめ細かで E ディスカバリー全工程を網羅したサポートが日米連携で出来るようになりました。この Ji2 米国の新部署と Ji2 東京とのチームワークにより、より一層の「訴訟費用の低減」と「効率化」を日系企業にお届けできると確信しております。

\*\*\*\*\*

この度の東北地方太平洋沖地震により被害に遭われた皆様、その家族の方々に対しまして、心から哀悼の意を表するとともに被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い被害地の復旧・復興を異国の地よりお祈り申し上げます。

\*\*\*\*\*

【米国ケース】外国企業の文書に対する米国大陪審の管轄権： In re: Grand Jury Subpoenas served on WHITE & CASE LLP, et al.

2010 年 12 月、米国の第 9 巡回控訴裁判所は、司法省による独占禁止法違反の刑事調査において、米国の法律事務所が保持する外国企業の文書が、大陪審による文書提出要請(subpoena)の対象となり得るとの判決を下しました。今回の一件は、日本企業を含む液晶パネル業界の独占禁止法違反に関して司法省が 2006 年に開始した調査を発端とし、これらの文書は企業が元々米国外に所持していたもので、関連する民事訴訟のディスカバリーの過程で、法律事務所が米国内に保管するに至ったものです。本来、米国政府は国外に存在する文書に対して管轄権を持たないとされ、これまで司法省は、外国企業に対してこうした文書の提出を命令する大陪審の subpoena を発行することはないのが一般的でした。

続きは[こちらから](#)

### 【米国】FRCP（連邦民事訴訟規則）の改正

2010 年 12 月に専門家証人のディスカバリーに関する FRCP26 の改正が施行されましたが、2011 年以降に予測されるのが、特にデータの保全義務に関する FRCP の改正に向けた動きです。電子情報の開示に対応するために包括的な改正の行われた 2006 年以降、数々の判例が集積される中、現在の枠組みではカバーしきれない問題も明るみになりつつあります。5 年という時間を経て企業が E ディスカバリーに精通していく一方で、適切なプロセスをもってしても非常に負担の大きい E ディスカバリーの根本的な仕組みに疑問を投げかける声は多く、民事規則諮問委員会（Civil Rules Advisory Committee）を中心として、判事や弁護士、学者の間では現行の枠組み改善に向けたさまざまな協議が進められており、今後の動きが注目されます。

## 【セミナー情報】

### 日本企業に迫る欧米政府機関による調査 ～実践的戦略的対処策～

eDiscovery Seminar Vol. 6

日程: 2011年4月22日(金)

時間: 13:15～16:50(13:00 受付開始)

会場: 東京都千代田区丸の内 2-5-2 三菱ビル 10階 コンファレンススクエア M+(グランド)

<http://www.marunouchi-hc.jp/emplus/access/index.html>

主催: 株式会社 Ji2

対象: 法務・知財 関係者

参加費: 無料(事前登録が必要となります)

定員: 50名(先着順)

講師: ・レイサム・アンド・ワトキンス外国法共同事業法律事務所 藤井 和幸 カリフォルニア州弁護士,

・オリック東京法律事務所 高取芳宏 弁護士

・オリック東京法律事務所 矢倉信介 弁護士

・Ji2 代表 藤澤 哲雄

#### 概要:

日本企業を取り巻くリーガルリスクは年々高まってきています。景気回復に伴う全体の訴訟数増加や、E ディスカバリーの浸透による手続の厳格化等を考慮すると企業にとっては今後も厳しい状況が続くと予測されます。実際に2010年連邦地方裁判所で扱われた訴訟の7%以上に日本企業が係わっており、米国国際貿易委員会(ITC)や独禁法(DOJ)に関する調査に至っては1割以上との数字が出ています。これに伴うように、2009年に69億円であった日本のE ディスカバリー市場は2010年に前年比成長率91.0%増の133億円にまで拡大しており、3年後の2014年には484億円まで拡大すると予測されています。(IDC Japan: 2010年 国内コンプライアンス市場 コンプライアンス基盤とe ディスカバリーの動向)

全体的にE ディスカバリーのレベルが向上がめまぐるしい現在、経験不足等といった事情は通用しなくなります。これからは、じっくりと情報を収集し自社の体制の構築や見直しを進めていくことが大切になります。今回のセミナーでは、独禁法を含む米国政府による調査の流れや留意点、そしてE ディスカバリー対処の最新トレンドについて議論して参ります。

【お申込み】 <http://www.ji2.co.jp/documents/application/eDiscoveryApr22Application.pdf>

## 【カタリスト社の日本上陸】

カタリスト社は、Legal Tech NYにて新自動レビュープラットフォーム「Catalyst Insight」を発表しました。「Catalyst Insight」は新たに搭載された日本語インターフェースの他、日本語を含む300を超える言語を完全にサポートし業界屈指のサーチテクノロジーにて、スムーズな処理・検索・レビューすることができます。日本国内にデータセンターを開設することで、大切な社内データを国外に送るリスクを低減するだけでなく、日本語によるテクニカルサポートを提供し、皆様のE ディスカバリーニーズにきめ細かく対応します。お問い合わせは[こちら](#)まで

カタリストについて:

カタリストは、20年以上の経験を持つ弁護士によって米国コロラド州に設立されました。過去10年に渡り、E ディスカバリーやその他の法務業務をサポートするソリューションを提供し、全米最大法律事務所100社中80社、世界最大企業上位10社中5社、全米最大保険会社10社中4社などを含めた世界

各国の大規模組織で使用されています。東京データセンター開設により、更に強化された日本企業・日本語サポートを提供します。

---

### 『LegalTech West Coast 2011 に出展します。』

訴訟関連の IT 技術（リーガルテクノロジー）の最大のイベントである LegalTech West Coast 2011 が、5月17日から5月18日までロサンジェルス Westin Bonaventure ホテルにて開催されます。ご来場の際は是非、弊社のブースにお立ち寄りください。ブース番号#421 <http://www.legaltechshow.com/>

---

### 【Ji2 の新サービス】

- ー 国内データホスティング始めました
- ー ドキュメントレビューサービス始めました
- ー 世界規模の総合法律事務所(**Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP** 法律事務所 <http://bit.ly/8ZTfsK>)とアライアンスパートナープログラム「PEARL」の提供を開始しました。

\*日本企業様向けに日本語での E ディスカバリー情報(電子情報開示)を米国より発信しております。ぜひ一度ご覧ください。

[>> Ji2 eDiscovery ブログページ](#)

■ このメールは HTML 形式にてお送りしています。

ニュースメモの配信先は、弊社とお取引させていただいた方々や、セミナーで名刺交換させていただいた方々にお送りしております。配信不要の方はお手数ですがメールの最後にございます、配信解除を送信して頂きますようお願いいたします。メール配信の停止、およびメールアドレスの変更等は[こちらから](#)

発行・編集 Ji2, Inc. 11235 Knott Ave., Suite C, Cypress, CA 90630 Phone: 714-243-6121

このメールに掲載された記事を許可なく転載することを禁じます。(C) Ji2, Inc.